

給付月額一覧

(1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注5）を確認してください。

| 学校種・世帯の所得金額に基づく区分 | | 国 公 立 | | 私 立 | |
|------------------------|------|----------------------|---------|----------------------|---------|
| | | 自宅通学 | 自宅外通学 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 大学・短期大学・ 専修学校（専門課程） | 第Ⅰ区分 | 29,200円 (33,300円) | 66,700円 | 38,300円 (42,500円) | 75,800円 |
| | 第Ⅱ区分 | 19,500円 (22,200円) | 44,500円 | 25,600円 (28,400円) | 50,600円 |
| | 第Ⅲ区分 | 9,800円 (11,100円) | 22,300円 | 12,800円 (14,200円) | 25,300円 |
| 高等専門学校 (第4学年以上) | 第Ⅰ区分 | 17,500円 (25,800円) | 34,200円 | 26,700円 (35,000円) | 43,300円 |
| | 第Ⅱ区分 | 11,700円 (17,200円) | 22,800円 | 17,800円 (23,400円) | 28,900円 |
| | 第Ⅲ区分 | 5,900円 (8,600円) | 11,400円 | 8,900円 (11,700円) | 14,500円 |

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注3）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

（注4）「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

（注5）「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は自宅通学の支給月額が振り込まれます。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後にとなります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

(2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

| 区分 | (国立・公立・私立/自宅・自宅外共通) |
|------|---------------------|
| 第Ⅰ区分 | 51,000円 |
| 第Ⅱ区分 | 34,000円 |
| 第Ⅲ区分 | 17,000円 |